


5 公ガ保第 18 号
平成 5 年 12 月 28 日

社団法人 日本瓦斯協会
会長 渡邊 宏 殿

資源エネルギー庁公益事業部
ガス保安課長 鷹田 康久 

乙種ガス主任技術者の保安の監督をすることが
できる範囲が拡大したことに伴う措置について

ガス事業法施行規則（昭和 45 年通商産業省令第 97 号、以下「規則」という）に定められている乙種ガス主任技術者が保安の監督をすることができる範囲については、ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（平成 4 年通商産業省令第 76 号）により拡大されたところである。しかし、これらの範囲の保安の監督を行える者は、平成 5 年 1 月 1 日以降実施されたガス主任技術者国家試験に合格し乙種ガス主任技術者免状（以下、「新乙種免状」という）を交付された者のみであり、それ以前に実施されたガス主任技術者国家試験に合格し乙種ガス主任技術者免状を交付された者については、これらの範囲の保安の監督はできない。ついては、平成 5 年 1 月 1 日以前にガス主任技術者国家試験に合格した者に対し、以下のような措置を講じることとしたので、下記の事項について各ガス事業者に対し周知を図らねたい。

記 記

1. 平成 5、6 年度の両年度にわたり、平成 5 年 1 月 1 日以前にガス主任技術者国家試験に合格した者（以下、「旧乙種合格者」という）に拡大された範囲の保安の監督に必要な事項を習得させることを目的として、講習会を開催することを要請する。
2. 同講習会を修了した旧乙種合格者については、規則様式 36（同講習会修了証書（原本証明書のあるもの）を兼ねる）、規則様式 37 及び規則第 49 条第 1 項の経験を有することを証する書類を添えて通商産業大臣に提出することにより、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 32 条第 3 項第 2 号に基づき、通商産業大臣が新乙種免状を交付された者と同等以上の知識及び技能を有している者と認定するとともに、新乙種免状の交付を行う。